

議案第 25 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び三田市人事行政の
運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び三田市人事行政の運営等の状
況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び三田市人事行政の
運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第
30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年三田市条
例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号を同条第12号とし、同条第9号を同条第11号とし、同条第
8号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第10号とし、同条第7号を
同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第
2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の人事評価の状況

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。